

# 産前産後期間相当分(4ヵ月分※)の国民健康保険料が後日還付されます

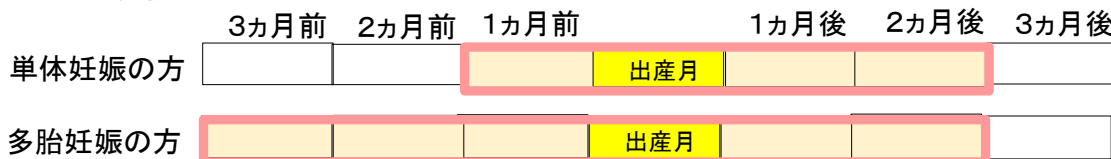
※多胎妊娠の場合は6ヵ月分

## 対象となる方

- ・令和5年11月1日以降に出産した被保険者(以下、「出産被保険者」という)の方が対象です。  
※妊娠85日(4ヵ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

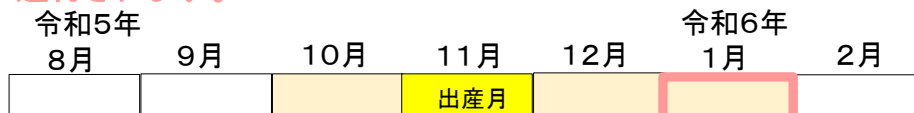
## 保険料の還付対象期間

- ・出産月の前月(多胎妊娠の場合は3ヵ月前)から出産月の翌々月まで(以下「産前産後期間」という)4ヵ月相当分(多胎妊娠の場合は6ヵ月相当分)の保険料が還付されます。



※産前産後期間の保険料が還付されます。

- ・令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が還付されます。



※令和5年11月が出産月の場合、令和6年1月相当分の保険料が還付されます。令和6年1月より前の期間については、保険料還付の対象とはなりません。

… 保険料還付対象期間

## 届出に必要な書類

- ・届出書
- ・下記の①、②の何れかの書類
  - ①母子健康手帳の市町村の証明印のあるページのコピー
  - ②病院等が発行する出産証明書のコピー

## 保険料還付方法

- ・保険料は還付額が確定後(出産月から約3ヵ月後)、事務所代表者の引落し口座(引落し口座以外をご希望の場合は、ご指定の口座)に振込みますので、事業主の方から、当該出産被保険者のいる組合員にその負担額を返金することとなります。

問合せ先 ▶ 組合事務局 資格徴収係 Tel.06-6941-3243

近畿税理士国民健康保険組合